

事務連絡
令和7年7月30日

都道府県
各 指定都市 生活保護及び日常生活支援住居施設担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課
保護事業室

日常生活支援委託事務費の居宅移行支援加算に関するQ&Aについて

日頃より、生活保護行政並びに日常生活支援住居施設に係る事務の適正な実施及び運営について、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日常生活支援住居施設に係る日常生活支援委託事務費については、本年5月13日付け「『日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて』の一部改正について」(社援保発 0513 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、居宅移行支援加算を創設したところです。

つきましては、自治体等からいただいた問い合わせなどを踏まえ、Q&Aを作成しましたので、業務の参考としていただきますようお願いします。

厚生労働省 社会・援護局 保護課
保護事業室 自立支援係
連絡先：03-5253-1111 (内線 2833)
seihojiritsu@mhlw.go.jp

日常生活支援委託事務費の居宅移行支援加算に関する Q & A

Q 1 日常生活支援委託事務費の支弁基準額は、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省発社援 0331 第 11 号厚生労働省事務次官通知）の別表「(3) 日常生活支援住居施設 一般事務費単価表」に示す一般事務費単価に、別添の表第 2 欄に掲げる要件に該当するときは、第 3 欄に掲げる単価を加算した額をもって設定することとされている。

新設された居宅移行支援加算は「月額」単価となっているが、都道府県等においては、日常生活支援委託事務費の支弁基準額の設定に当たり、どのように取り扱うべきか。また、各施設は日常生活支援委託事務費の請求に当たり、どのように加算額を算出すべきか。

A 都道府県等においては、日常生活支援委託事務費の支弁基準額の設定に当たり、「日常生活支援委託事務費支弁基準額設定通知書」（参考様式 5）を作成し、各日常生活支援住居施設（以下「日住」という。）に通知いただいているところ、居宅移行支援加算を認定した際は、当該様式「9. 居宅移行支援加算」の欄において、一人あたり月額単価として「15,170 円／月額」と記入いただきたい。

日住から保護の実施機関に対する日常生活支援委託事務費の請求に当たっては、居宅移行支援加算に係る加算額は、対象者の人数に「15,170 円／月額」を乗じた額とする。

Q 2 複数人世帯で施設に入所していた被保護者が同一世帯のまま居宅生活に移行した場合に、月額単価 15,170 円×人数で算定するのか。それとも、月額単価 15,170 円×1 世帯で算定すればよいか。

また、複数人世帯が退所後に、別々の世帯として分かれ、それぞれの世帯について支援する場合には、それぞれについて居宅移行支援加算を算定するのか。

A 複数人世帯で日住に入居していた被保護者について、同一住居において同一世帯のまま居宅生活に移行した場合は、1 世帯を対象者 1 人と読み替えて単価表を当てはめるものとし、一般事務費の算定についても、

1世帯を対象者1人とみなして単価を算定し、月額15,170円とする(2人以上の世帯であっても対象者は「1人」とみなす)。

また、退所後に別々の住居となって世帯が2つに分かれた際、各世帯について支援する場合は、月額単価15,170円×1世帯を対象者1人分と読み替えて算定する(例えば、3人世帯が生計を同一にしている2つの世帯に分かれた場合(単身世帯と2人世帯)、月額単価15,170円×2世帯(対象者2人分)=30,340円)。

Q 3 日住から都道府県等に対し、新たに居宅移行支援加算の認定申請を行う際、どのような書類の添付を要するか。

また、前年度も当該加算の認定を受けている場合、年度改定による認定申請を行うこととなるが、その際、どのような書類の添付を要するか。対象者に係る個別支援計画や記録を提出する必要があるか。

A 新規の加算認定申請時には、「従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表」を添付いただきたい。

また、年度改定による加算認定申請時には、以下の書類を添付いただきたい。なお、対象者に係る個別支援計画や記録の提出は必要ない。

- ・ 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・ 居宅移行支援の対象者の一覧表(在所者一覧表に準じて作成いただきたい。在所者一覧表に、在所者と居宅移行支援の対象者をまとめて記載いただくとともに、備考欄に「居宅移行支援」と記載いただく方法でも差し支えない。)

Q 4 居宅移行支援加算を算定する際に、人員の要件はあるのか。支援を行えるのは、「管理者」、「生活支援提供責任者」、「生活支援員」として配置された者に限定されるのか。

また、入所者の支援を行う時間と、退所者への訪問等の居宅移行支援を行う時間を明確に分け、施設の人員配置基準である常勤換算方法には算定しないこととする必要があるか。

A 居宅移行支援を行う者に関しては、特段の要件を設けておらず、適切に支援を行うことができる者であれば差し支えない。

また、居宅移行支援を行う場合には、日住の入所者の生活に応じて、日常生活支援の提供に必要な員数を確保しつつ行っていただく必要があるが、「管理者」、「生活支援提供責任者」、「生活支援員」として配置された者に限定されるものではなく、例えば、専ら居宅移行支援を担当する職員を配置しても差し支えない。

Q 5 退所して居宅移行することで、保護の実施機関が変わる（移管される）場合は、元の保護の実施機関が対象者を決定するのか。

A 日住への入所の委託を行った保護の実施機関（元の保護の実施機関）が居宅移行支援の要否（対象者）を決定し、居宅移行支援加算に係る日常生活支援委託事務費を負担する。

なお、原則である12月間の期間が終了した際、対象者が延長を希望し、保護の実施機関がその必要性を認める場合は延長が可能であるが、この場合は、当該対象者の居住地を所管する保護の実施機関（現在の保護の実施機関）が、支援延長の要否を決定し、居宅移行支援加算に係る日常生活支援委託事務費を負担することとする。このため、元の保護の実施機関と現在の保護の実施機関、日住との間で、十分な連絡調整を図るものとする。

Q 6 保護の実施機関が居宅移行支援加算による支援の対象者を決定した場合に、保護の実施機関から施設の管理者（施設長）及び対象の被保護者へ何らかの書面で通知する必要があるか。

また、保護の実施機関から施設の管理者（施設長）への書面通知を行った際、施設の管理者（施設長）は、保護の実施機関へ書面で支援を実施する旨を回答する必要があるか。

A 日住においては、退所時期（又は退所の見込み）が近づいてきた際には、居宅移行支援の必要性を検討し、支援が必要と判断した場合には保護の実施機関にその旨を連絡することとする。

保護の実施機関においては、日住からの連絡を踏まえ、居宅移行支援の実施を決定し、その旨を日住に連絡することとする。その際には、施設入所時の取扱い（無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について（令和2年3月27日社援保発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の様式1（第3の1（3）ウ（イ）①関係及び、様式1（第3の1（3）ウ（イ）①関係）に準じた様式等により書面にて連絡を行うこととする。

Q 7 居宅移行支援加算の対象者への支援を行う施設は、施設に入所する際の契約書にも居宅移行支援加算を実施する旨明記しておく必要があるのか。

また、居宅移行支援加算による支援にあたり、対象者と施設の間で書面での契約を締結する必要があるか。

A 居宅移行支援は、日住から居宅生活に移行する際に、当該支援が必要か否かを判断するものであり、日住に入所する際の契約書に居宅移行支援に関する内容を明記しておく必要はない。

居宅移行支援は、対象者の日住退所後に、保護の実施機関から日住に対して委託して実施するものであり、日住と対象者との間で契約を締結する必要はない。ただし、日住が対象者の個人情報を取得し、関係機関等と支援について必要な情報を共有する場合は、あらかじめ文書により当該対象者の同意を得なければならない。（Q12参照）

Q 8 居宅移行支援加算の対象者について、「退所先」である居宅はどのようなものを想定しているか。病院や高齢者施設等は含まれるか。

A 居宅移行支援の対象者の「退所先」としては、自宅、公営住宅、民間賃貸住宅等を想定している。

病院や高齢者施設等（介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅（これらの施設が介護保険法の指定を受けている場合も含む。））に関しては、当該施設等において必要な支援・管理等が実施されており、居宅移行支援を重ねて実施することが必ずしも適切とは考えられないことから、居宅移行支援の対象となる「退所先」には含まない。

Q 9 居宅移行支援加算による支援の対象者は「重点的要支援者」に限定されない、との理解でよいか。

A お見込みのとおり。

Q 10 退所先が入所していた日住から遠いが、同一法人内の他の日住に近く、他の日住の職員が訪問を実施できる場合には、他の日住において居宅移行支援加算を算定することができるか。
それとも、遠方等であっても、退所した日住の職員が訪問等を行う必要があるのか。

A 居宅移行支援は、日住から居宅生活に移行するに当たり、引き続き当該日住において継続的に支援を行うことを想定しており、同一法人が運営する他の日住が支援する場合には、加算は算定できない。

Q 11 救護施設から日住へ移行し、その後、居宅へ移行した被保護者が、自立生活を送る上で種々の問題等を有しているため、生活指導などの支援を要する者（いわゆる「地域枠」）として保護施設通所事業を利用する場合、居宅移行支援加算についても対象とできるか。

A 保護施設通所事業は、居宅で継続して自立生活を送ることができるよ

う支援する趣旨の事業であり、日住による居宅移行支援と同趣旨の支援が行われている。このため、既に保護施設通所事業による支援が行われている者については、日住による居宅移行支援の対象とはならない。

なお、保護施設通所事業のほか、日住による居宅移行支援と同趣旨の支援が行われている事業等として、生活保護法に基づく被保護者地域居住支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立生活援助、介護保険法に基づく地域支援事業の「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律に基づく居住安定援助等が挙げられる。

Q12 居宅移行支援加算による支援を対象者に行った場合、支援内容の記録は必要か。また、支援を行った施設は定期的に保護の実施機関に対して支援内容を共有する必要があるか。

A 対象者の居宅への訪問や随時の相談（電話・メール・訪問など）等で情報提供や相談・助言等を行った場合は、日住はその都度記録を残す必要がある。

日住から保護の実施機関への支援内容の共有については、定期的に行うことまでは想定していないが、対象者の状況変化があった場合など、必要に応じて実施されたい。

また、必要に応じ関係機関・関係者と連絡調整等を行うこととなることから、あらかじめ対象者から個人情報の第三者提供に係る同意を得ておくことが望ましい。なお、この同意は、居宅移行支援の開始時に対象者から包括的な同意を得ておくことで足りる。

Q13 対象者の居宅を今月初めに1回目の訪問をし、今月末日に2回目の訪問をする予定としていたが、対象者の事情により、2回目の訪問ができなかったため、翌月初日に訪問した場合、月2回訪問したのとみなしてよいか。

- A 居宅移行支援の訪問にあたり、当月上旬に1回目の訪問をし、当月下旬に2回目の訪問をする予定としていたが、対象者の事情により、当月内に2回目の訪問ができず翌月上旬（原則、日常生活支援委託事務費の請求日である翌月10日頃まで）に訪問した場合、月2回訪問したこととみなして差し支えない。その場合、日住において、当該状況を記録しておくこと。

Q14 居宅移行支援加算の対象者が支援期間の途中に入院した場合、その期間の加算の取扱い如何。

- A 対象者が支援期間の途中に入院した場合、日住の入所者に係る取扱いと同様、入院後3ヵ月以内に入院前の居宅に退院することが見込まれる場合には居宅移行支援の対象とする（入院後3ヵ月以内に退院する見込みがない場合、居宅移行支援は終了）。

この場合、入院した病院等へ訪問等を行うことで、必要な支援を行っていただきたい。なお、面会制限等がある場合には、当該病院等に病状確認などを行うことで、本人への訪問とみなして差し支えない。

Q15 「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」（令和2年4月3日社援保発0403第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の「第2-2-(4)-エ 支援期間」において、「原則12月間とする。ただし、対象者が延長を希望し、保護の実施機関がその必要性を認める場合は延長を可能とする。」とあるが、延長可能な期間について定めはないか。

また、「原則12月間」は、支援を開始した月から起算するのか。

- A 延長可能な期間は12月以内とする。延長期間の経過後、再延長する際も、その期間は12月以内とする。

「原則12月間」の起点は、居宅移行支援を開始した時期にかかわらず、退所日の属する月（以下「退所月」という。）の翌月とする。ただ

し、退所月から居宅移行支援を開始した場合は、「原則 12 月間」の起点は、退所月とする。

Q16 居宅移行支援をいったん終了した後、当該支援を再開することは可能か。

A 居宅移行支援を終了した後に当該支援を再開することは、現時点では想定していない。

Q17 一定以上の収入がある被保護者が入所する場合に、収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が日常生活支援委託事務費に満たない場合は、その者を被保護者と決定し、又は被保護者とみなして、最低生活費認定額と日常生活支援委託事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を保護費及び日常生活支援委託事務費として決定することとされている。

「居宅移行支援加算」を算定する被保護者の場合も、仮に、本人支払額が発生した際には、入所時と同様に、日常生活支援委託事務費から当該本人支払額を差し引くことになるか。（支弁基準次官通知の 5－（3）－イにおいて、「本人支払額のある場合」には、支弁基準次官通知(1)により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ人数から「本人支払額」を減算することとしているが、この本人支払額に、「居宅移行支援加算」を算定する退所者の「本人支払額」が含まれると解するのか。）

A 居宅移行支援の対象者において、ご指摘のような「本人支払額」が発生した際には、入所者の取扱いと同様、設定した日常生活支援委託事務費の支弁基準額から当該本人支払額を差し引くこととなる。